

保育所等利用申込みに関する確認事項

申込児童名		生年月日	年	月	日
申込児童名		生年月日	年	月	日
申込児童名		生年月日	年	月	日

次の事項について確認し、欄にチェック及び署名をしてください。

申込書を提出するにあたり重要な事項となっております。不明な点は担当までお問い合わせください。

<p>入所手続きに必要な書類は、申込み締切日までにすべて揃えてから提出してください。 また、支給認定の内容に変更が生じた場合は毎月15日までに届け出てください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>申込み後、入所までに申込み内容（就労状況や世帯状況等）に変更が生じた場合は、速やかに役場窓口 申し出てください。 申込み内容が事実と異なる場合、選考の公平性に欠けるため支給認定や入所決定を取り消す場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>保育施設等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。退職や離職等により保育を 必要とする事由がなくなった場合は、支給認定が取り消され、保育の利用解除（退所）となります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>同居所に住民票がある方（世帯分離や二世帯住宅等を含む）のうち65歳未満（保育の実施希望開始時点の 年齢）の方は保育を必要とする事由の証明書の提出が必要となります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>希望する施設については、各園の指示に従い見学や説明を事前に受けてください。 なお、詳細は各施設にお問合わせください。また、健康状態について留意する点がある場合は、必ず施設に 対して説明を行ってください。 ※かがやきの森こども園については、見学の時期が決まっております。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>他市区町村の施設の入所を希望する場合は、入所決定の可否は施設所在地の市区町村の判断となり、結果通知が 大幅に遅れることがありますので承知したうえでお申し込みください。また入所できない場合もありますので ご注意ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>利用料は1か月単位となっています。月の1日現在に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、 1か月分の利用料がかかります。月の途中で退所した場合でも、利用料は日割り計算されません。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>施設入所決定後、利用料を納付期限内に納付することを誓約します。 本契約不履行の場合、財産の差押え等の処分を受けても異議申し立てしません。 また必要に応じ、利用料の収納状況を施設に提供されることに同意します。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>利用料及び副食費の免除は、父母等の市区町村民税により決定します。離婚されても児童と同居している場合や、 別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の税額を合算し決定します。また、父母が非課税の場合、 同居している祖父母等の税額を合算し利用料を決定します。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>税額が変更になった場合は過去に遡って利用料も変更となる可能性があります。修正申告等により税額が変更にな った場合には、利用料の見直しを行いますので、追加徴収または利用料還付となる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>利用料及び副食費の免除は父母等の税額を基に決定するため、未申告などにより課税状況の確認ができない 場合は、副食費の免除対象とならず、利用料は上限額に決定されます。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>適正に利用料の算定及び保育の実施を行うため、必要な資料を取得することがあります。また、連携機関からの 求めに応じ資料を提供することがあります。例）妊娠状況や児童の発達状況 等</p>	<input type="checkbox"/>
<p>個人番号の記載がなされているかご確認ください。 1月1日時点の住所地が河合町でない場合は、個人番号を用いて前市区町村へ所得照会を行います。 また、場合に応じて（非）課税証明書の提出を求める場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>提出書類が全て揃っているかご確認ください。 押印及び署名があるか、証明書類に証明日が記載されているかご確認ください。</p>	<input type="checkbox"/>

裏面に続く

該当がある事項について確認し、□欄にチェック及び署名をしてください。
申込書を提出するにあたり重要な事項となっております。不明な点は担当までお問い合わせください。

現在河合町に居住しておらず、今後転入される方	
入所希望月の前月末日までに河合町に住民登録を行い、1日から通所することを誓約します。 転入の手続きが完了できていない場合は、入所取り消しになっても異議申し立てを行いません。	<input type="checkbox"/>
転入に関する誓約書及び添付必要書類が全て揃っているかご確認ください。	<input type="checkbox"/>

育児休業中に申込みをされる方	
復職予定で申し込みされる場合は、入所月内での復職となります。 入所月に復帰されない場合、入所月末で退所となっても異議申し立てを行いません。	<input type="checkbox"/>
復職予定で入所が決定した場合は、復職後速やかに就労証明書を役場窓口へ提出してください。 復職後の状況（就労先、雇用形態、就労時間等）の変更や、復職せずに退職する等で申込み内容に変更があった場合、選考の公平性に欠けるため入所決定を取り消す場合があります。	<input type="checkbox"/>
妊娠等の理由により、短期間での職場復帰が予測される時、復職期間が30日以上ない場合 入所決定の取り消し又は退所となっても異議申し立てを行いません。	<input type="checkbox"/>

就労内定で申込みをされる方	
就労予定で申込みされる方は、入所後、証明日が就労開始日以降の「就労証明書」（自営業の方を含む）を 入所月翌月の15日までに提出してください。 ただし、提出された書類が要件に満たない場合は月末で退所になっても異議申し立てを行いません。	<input type="checkbox"/>

求職活動で申込みをされる方	
求職活動で申込みされる方は、入所後、証明日が就労開始日以降の「就労証明書」（自営業の方を含む）を入所月 翌々月の15日までに提出してください。	<input type="checkbox"/>
入所月翌々月の15日までに就労証明書の提出がなかった場合、入所の公平性に欠けるため月末で退所になっても 異議申し立てを行いません。	<input type="checkbox"/>

【保育施設等（2.3号）認定】きょうだいで入所申込みをされる方	
保育所等に入所したい場合は、保育を必要とするきょうだい全員での申し込みが必要となります。 (例:3歳児は入所させたいが、1歳児は家庭保育を行いたい場合、保育所等の入所申請を行うことはできません。) 上記のことを理解し、同時入所を希望します。	<input type="checkbox"/>

河合町長 殿

令和 年 月 日

保育施設等入所申込みにあたり、本確認事項内の内容を理解し、
上記すべての事項について同意します。

保護者氏名
